



2025年6月

238号

TAMANO

たまの

# 社協だより

地域福祉活動推進計画のスローガン「みんなで担い 地域でつながり支え合うまち 玉野」

(玉野市委託事業)

玉野市子育てファミリー・サポート・センター

子育ての  
応援隊

## 提供会員募集中！

今日も保育園で  
いっぱい遊ぼうね

子どもが好きな方  
車の運転が得意な方  
玉野市で『**子育て支援**』  
しませんか？  
地域の人々で子育てを  
応援しましょう♪



|        |      |                                                                      |                                                        |
|--------|------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 提供会員とは | 対象   | 資格・性別は問いません<br>玉野市在住で心身ともに健康で子育ての応援をしたい方<br>センターが行う「提供会員養成講座」を受講できる方 |                                                        |
|        | 活動内容 | 保育施設や習い事の送迎<br>センターにて預かり及び託児<br>依頼会員宅・提供会員宅でのお預かり など                 |                                                        |
|        | 報酬   | 月曜日～金曜日<br>午前7時～午後7時<br>1時間 600円                                     | 月曜日～金曜日(左記以外の時間)<br>土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)<br>1時間 800円 |

講座は子育て  
孫育てに役立つ  
内容です。  
1講座から  
参加可能です！

## 提供会員養成講座参加者募集！

《開催日》 7月9日(水)・10日(木)・15日(火)

※詳細な日程や講座内容については、玉野市子育てファミリー・サポート・センターのホームページまたは広報たまの6月号をご覧ください。

※養成講座を全日程修了した方は、提供会員として活動が可能になります。詳しくはお問い合わせください。

<問い合わせ先> 玉野市子育てファミリー・サポート・センター

〒706-0012 玉野市玉2-3-1(玉野市児童館内) TEL 0863-32-3778



子育てファミサポ



# 放課後児童クラブ夏期アルバイト支援員



**募集中!**



【内 容】小学1年～6年生までの児童を保育(宿題の見守り、遊びなど)

【場 所】市内小学校にある放課後児童クラブ(17か所)

【期 間】7月22日(火)～8月29日(金)

※土・日曜日、祝日、お盆期間(13日(水)・14日(木)・15日(金))はお休み

☆(A)7月22日(火)～8月8日(金)(14日間)

☆(B)8月12日(火)～8月29日(金)(11日間)

※(A)(B)両方の勤務も可能

【時給・給与】時給1,000円/1日または半日(AM/PM) ※交通費別途支給

【応募資格】18歳以上(高校生不可)の、明るく元気でやる気のある人

【応募方法】希望される方は、履歴書を郵送してください。(社協へ持参可)

※備考欄に「希望の期間(A・B)」「希望時間(半日・1日)」

「希望のクラブ(第3候補くらいまで)」を記入してください

※応募期限 6/30(月) 必着

★合否結果/7月初旬に、書類選考後、書面にて郵送いたします

【問い合わせ】〒706-0002 玉野市築港 4-25-10(社協会館内)

玉野市社会福祉協議会 TEL 0863-32-1104



## 玉野市社会福祉法人ネットワーク協議会連絡会を開催しました!

市内15の社会福祉法人が集まり、「地域における公益的な取り組み」を行うことを目的として年1回開催しています。令和6年度は、3月14日(金)に開催し、令和6年度の事業報告や令和7年度の事業計画について話し合いました。



## 災害時に資機材の貸し出しが出来ます!

玉野市社会福祉法人ネットワーク協議会では、市内中学校区7か所の社会福祉法人に「災害用資機材ストックヤード(倉庫)」を設置しています。災害発生後にコミュニティや自治会・町内会などに資機材の貸し出しが出来ます。

角スコップ

丸スコップ

ブルーシート

バケツ

一輪車

つるはし

土のう袋

バール

じょれん

鍬

など

赤い羽根共同募金にたくさんのご協力ありがとうございました

## 令和6年度 赤い羽根共同募金 実績報告

**募金総額 8,209,292 円**

【募金内訳】



|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 戸別募金 | 6,466,131 円 | 街頭募金 | 12,653 円  |
| 職域募金 | 929,220 円   | 募金箱  | 290,470 円 |
| 法人募金 | 496,500 円   | その他  | 14,318 円  |



皆さまからの寄附金は、岡山県共同募金会を通じて各市町村社協や県内福祉団体等に配分され、地域福祉のために活用されます。





# お知らせ・募集

## ◆弁護士相談(要予約)

6月17日(火) 10:00～15:00  
7月15日(火) 10:00～15:00

## ◆介護相談 8:30～16:30

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

## ◆相続・境界等財産の手続き相談(要予約)

6月12日(木) 13:30～15:30  
7月10日(木) 13:30～15:30

## ◆労務相談(要予約)

6月12日(木) 10:00～12:00

場所/社協会館 築港 4-25-10

予約・問い合わせ/玉野市社会福祉協議会

TEL 0863-31-5601

## 開催! たまの☆なんでも相談会 in 荘内

～弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・社会福祉士等の専門職がなんでも相談をお受けします～

▽日時/7月11日(金) 13:00～16:00

▽会場/荘内市民センター(玉野市用吉1186-1)

▽予約・問い合わせ/玉野市社会福祉協議会 TEL 0863-31-5601

\*成年後見制度についての特設相談ブース設置!(こちらは事前予約不要です)

**\*要予約**



## 日常生活自立支援事業

## 生活支援員 募集!

日常生活自立支援事業とは、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、それに伴う利用料の支払いやその手続き、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金や預金通帳など大切な書類の保管などをお手伝いするサービスです。(詳しくは4ページをご覧ください)

**活動内容:** 利用者の日常生活に必要な料金のお支払い、訪問による見守り、生活費のお渡し、郵便物の確認などを行っていただきます。

**応募要件:** ボランティア活動や福祉に興味がある方(要運転免許証)  
月数回から週1回程度の訪問(1～2時間程度)が可能な方  
資格などは特に必要ありません。

**活動費:** 1時間あたり990円。交通費は別途支給。



社協職員が  
サポートします!

頼むよ

お手伝い  
します



利用者

生活  
支援員

応募・問い合わせ/玉野市社会福祉協議会 TEL 0863-31-5601

## 車いすを寄贈いただきました!

3月25日(火)、玉野商工会議所女性会様より自走式車いすを1台寄贈いただきました。玉野市社協が実施している福祉機器貸出事業や体験教室等に活用させていただきます。

ありがとう♡  
ございました♡



## ご寄附ありがとうございました

## [香典返し]

## [寄附者]

田代 智夫

城戸 哲夫(玉原) 清宏

## [故人]

清宏

## [寄附者]

高馬 義明(槌ヶ原) 弘子

多田とよ子(田井) 清

依田 一美(滝)

## [故人]

弘子

清

満子

## [一般寄附]

玉里地区連合町内会

玉野商工会議所 女性会

燿光会

他匿名2名

【令和7年3月～4月受付】承諾をいただいた方のみ掲載しています。(順不同、敬称略)

この広報誌の一部に共同募金の配分金を活用しています

# お金の管理や様々な手続きに不安はありませんか？

包括いきいき  
通信 NO. 76

通帳やお金の管理が  
難しくなった

書類の手続きが  
わからない

福祉サービス  
を使いたいけど  
どうすればよい？

よくわからずに  
契約をした

このような時には、以下の制度があります。詳しく見てみましょう！

## 日常生活自立支援事業

## 成年後見制度

対象は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方

在宅で契約内容が理解できる程度の方へ、日常的な生活援助の範囲内で支援を行う

### 概要

判断能力が不十分な方を保護し、財産管理や日常生活に関わる契約などの支援を行う

利用時間や預貯金に応じた料金が  
かかります

### 利用中の費用

本人の資産状況等により家庭裁判所が  
決定します

### 1. 身の周りに関すること

(○…お手伝いできる ×…お手伝いできない)



福祉サービスの利用援助



病院入院契約・施設の入退所契約



医療行為の同意・入院や入所時の身元保証人



### 2. 財産に関すること

(○…お手伝いできる ×…お手伝いできない)



日常生活の金銭管理・通帳や銀行印の保管



年金の受領に必要な手続き



不動産の処分や管理・遺産相続



消費者被害のクーリングオフの手続き



※1、2ともに成年後見制度では、代理権の範囲によります

詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

☆日常生活自立支援事業：社会福祉協議会 総合福祉課  
(0863-31-5601)

☆成年後見制度：成年後見支援センター(0863-32-5645)  
地域包括支援センター(0863-33-6600)

※判断能力が不十分になった時に備えてあらかじめ後見人を決めておく制度もあります。